

1 最近の競争者に対する取引妨害事件

件 名 (公表年月日)	内 容
令和6年(認)第3号 Google LLC に対する件 (令和6年4月22日 確約 計画の認定)	公正取引委員会は、Google LLCに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ Google LLCは、平成26年11月1日、ヤフーとの間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド及び自社の子会社であるグーグル合同会社を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。
令和4年(認)第6号及び第7号 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する件 (令和4年6月30日 確約 計画の認定)	公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社(以下「2社」という。)に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社からそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下「市町村等」という。)に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。

令和４年（認）第２号及び第３号 アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーに対する件 （令和４年３月２５日 確約計画の認定）	公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社（以下「アメアジャパン」という。）及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー（以下「ウイルソン」という。）に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成２８年９月頃以降、令和２年９月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者（アメアジャパンを含む。）を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット（以下「本件テニスラケット」という。）を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット（以下「並行輸入品」という。）を取り扱う輸入販売業者（以下「並行輸入業者」という。）から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。
令和２年（認）第１号 日本メジフィジックス株式会社に対する件 （令和２年３月１２日 確約計画の認定）	公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア 富士フイルムＲＩファーマ株式会社（以下「ＦＲＩ」という。）が、フルデオキシグルコース（以下「ＦＤＧ」という。）の製造販売業への新規参入に当たり、ＦＤＧの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するＦＤＧを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス株式会社は、平成２９年５月頃、協会に対し、ＦＲＩと地域別価格によるＦＤＧの取引をした場合には、自社が製造するＦＤＧ等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。 イ 日本メジフィジックス株式会社は、平成２９年５月頃以降、ＦＲＩがＦＤＧの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したＦＤＧの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するＦＤＧを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。 ウ 日本メジフィジックス株式会社は、平成２９年５月頃、ＦＲ

	I が製造販売する F D G を購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売する F D G の当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。
--	--

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ホ （略）

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② （略）

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。